

厚生労働省が検討を進めている、介護サービス利用料 2 割負担の中止 を求める意見書

厚生労働省は、2018年度から介護サービス利用料の 2 割負担利用者拡大の方針を 8 月 19 日同省の審議会に示した。介護保険の利用料は、制度発足以来 1 割負担を継続してきたが、昨年 8 月から一定所得以上の利用者に 2 割負担が導入され利用者の怒りを広げている。今回、2 割負担の対象をさらに広げる厚労省の姿勢は、余りに暮らしの実態を無視している。2018年度の介護保険改変に向け、既に厚労省は「要介護 1、2」の生活援助、福祉用具貸与などを保険給付から除外するサービス利用の制限案を提示している。今回の負担増は、それと一体での実施を狙ったものである。厚労省が 8 月 19 日の審議会に示した資料には、2 割負担の対象拡大だけでなく、利用料の自己負担額が一定の上限を超えた場合、超過分を払い戻す制度の上限を引き上げる負担増案なども列挙されており、文字どおり手当たり次第のやり方である。介護給付費など社会保障費の削減・抑制を求める財務省の財政制度等審議会は、まず 65 から 74 歳を 2 割負担にし、その後 75 歳以上に拡大することを求めており、「原則 2 割」へ道が開かれる危険が極めて濃厚である。一定所得以上の人の 2 割負担だけでなく、特別養護老人ホームなどの入所者の食費・居住費補助対象者を、あわせて縮減したため、家族からは悲痛な叫びが相次いでいる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、厚生労働省が検討を進めている、介護サービス利用料 2 割負担の中止を強く求める。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 30 日

三鷹市議会議長 後 藤 貴 光